総務局会計年度任用職員（一時滞在施設確保推進員）募集要項

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 |
| 職名 | 一時滞在施設確保推進員 |
| 任用根拠 | 地方公務員法第22条の２第１項第１号に基づく会計年度任用職員 |
| 任用期間 | 令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで  ※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、４回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。  なお、期間を定めた任用であり、令和４年４月１日以降の任用を保障するものではありません。 |
| 勤務職場 | 総務局総合防災部防災管理課  （新宿区西新宿２―８―１　東京都庁第一本庁舎11階） |
| 職務内容 | 1. 帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保に関する業務   ・地元区市町村職員と連携した、民間事業者への協力依頼・折衝（出張を伴う）  ・各種補助制度に係る事務（申請者との調整、申請書類審査、現地調査、問合せ対応等）  ・駅前滞留者対策協議会の会議等への出席及び報告  ・都民及び民間事業者からの問合せ対応　等   1. 関連資料の作成、整理等 |
| 応募資格・求められる能力 | 次の要件を満たすこと   1. 都における防災施策、特に帰宅困難者対策の現状及び課題に対する理解 2. 区市町村、民間事業者と連携し、事業を円滑に進めることができるなど、十分なコミュニケーション能力 3. Word、Excel等を活用して資料を作成できる能力 4. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる能力 5. 服務規律及び職場ルールを順守して業務に取り組むことができる能力 6. 組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができる能力 7. 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること |
| 勤務日数 | 月１６日 |
| 勤務時間 | ＳⅡ勤（８時から16時45分まで）、Ａ勤（８時30分から17時15分まで）、Ｂ勤（９時00分から17時45分まで）、Ｃ勤（９時30分から18時15分まで）、またはＤ勤（10時00分から18時45分まで）  ※　業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務の可能性があります。 |
| 休憩時間 | 12時00分から13時00分まで  （但し、出張等に伴い前後する場合有り） |
| 休暇等 | （有給）  年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇(※)  （無給）  　妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇(※)、生理休暇、短期の介護休暇(※)、介護休暇(※)、介護時間(※)、育児休業(※)、部分休業(※)  ※　一定の要件を満たす場合 |
| 報酬額 | 月額　194,400円（ただし、令和２年度の額であり、改定される場合あり）  通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000円/月）  ※　一定の要件を満たす場合、期末手当を支給 |
| 社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険等加入を適用 |
| 応募方法等 | 「会計年度任用職員申込書」（別紙第１号様式）及び職務経歴書（様式任意）に必要事項を記入し、返信用封筒（定型）１通（合否通知等の郵送先住所と氏名を書き、84円切手を貼付してください。）を同封した上で、次のとおり郵送又は持参してください。  なお、応募書類は返却しません。  （１）申込期間  令和３年１月28日（木曜日）から２月12日（金曜日）まで  （２月12日までの消印有効）  （２）送付先・持参場所  〒163-8001　東京都新宿区西新宿２－８－１  東京都総務局総合防災部防災管理課防災事業推進担当  （東京都庁第一本庁舎11階南側）  （３）その他  　　　・「会計年度任用職員申込書」（別紙第１号様式）上部の「整理番号」欄は空欄のままとし、「職名」欄は「一時滞在施設確保推進員」と記載してください。  ・書類選考後、面接を行います。  　　　・合否の結果は、ご本人宛、郵送により通知いたします。 |
| 問合せ | 東京都総務局総合防災部防災管理課防災事業推進担当　土合・笹谷  電話（直通）03-5388-2529　（都庁内線）25-021 |